

■ 公示後も使える宣伝物

■ 個人演説会場で配布できるもの

- 小選挙区候補者個人ビラ (証紙を貼ったもの)
- 候補者届出政党ビラ (演説会告知ビラ・証紙を貼ったもの)
- 名簿届出政党ビラ (近プロビラ)
- 「しんぶん赤旗」10月号外など

『しんぶん赤旗』号外

※今後も、分野別のビラ版下が随時アップされる予定。



10月号外



学費リーフ



教員働き方ビラ



私学応援ビラ



賃上げ&時短リーフ



農業ビラ



ジェンダーリーフ



子育てビラ

※上記以前のビラで、▶ 候補者の氏名や写真があるもの ▶ 総選挙の報道・評論 ▶ 制度解説に「比例代表は『日本共産党』と政党名をお書き下さい」と記述あるものは配布できません。

JCP 京都



LPビラ

近畿民報



10月3号

※「近畿民報」で配布できるのはこれだけです。「近畿民報」は選挙期間中、作成しません。

府議団



府政報告ビラ



米フライヤー



賃上げフライヤー

京都市議団



市会報告ビラ

法定ビラ

活用 = 新聞折込、選挙事務所内、演説会場、候補者の街頭演説周辺。

■ 名簿届出政党ビラ

※ 証紙は不要。



■ 候補者ビラ

※ 証紙が必要。



■ 候補者届出政党ビラ

※ 演説会案内ビラとして活用。

※ 証紙が必要。



ポスター

■比例ポスター

(名簿届出政党ポスター、中央作成)

*中央選管の証紙が必要。



■政党ポスター (小選挙区)

(候補者届出政党ポスター、府委員会作成)

*府選管の証紙が必要。



演説会のぼり

*府選管の表示板(候補者に5枚、小選挙区ごと政党に2枚)をつけて立てる。演説会がない時は街頭スタンディングなどで活用できる。
*この表示版があっても、拡声器の使用や法定ビラ配布はできません。



演説会看板 (布製)

*府選管の表示板(候補者に5枚、小選挙区ごと政党に2枚)をつけて立てる。演説会がない時は街頭スタンディングなどで横断幕として活用できる。

*この表示版があっても、拡声器の使用や法定ビラ配布はできません。

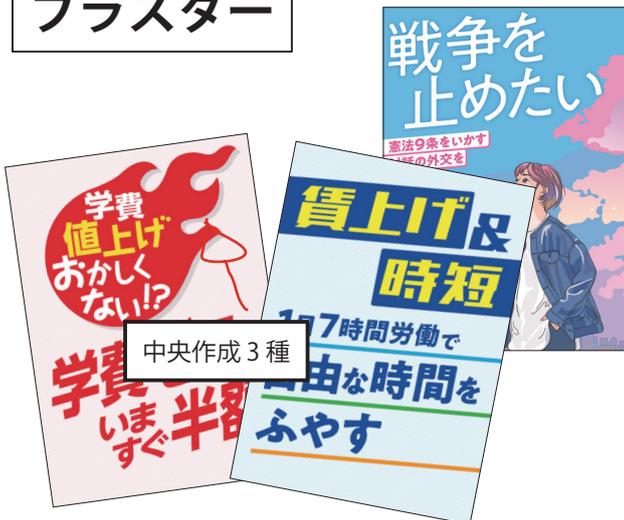


横断幕



「日本共産党」を隠すか、切り取る

プラスター



中央作成3種